

2024年度 法科大学院

第1期入学試験問題

1時限

憲法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは離婚後まもなく再婚しようとしたが、その当時、民法第733条第1項は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と規定していたので、結局本来の希望時期よりも6か月以上繰り下げて婚姻届けを提出し受理された。しかしXは、女性のみならず再婚禁止期間を置く民法第733条第1項は憲法違反だとして、国家賠償請求訴訟を提起した。

他方、Xが再婚しようとした当時も現在と同様、民法第772条第1項は、「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」という嫡出推定の規定を置き、同第2項は、「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」としていた。この規定によれば、ある女性がたとえば離婚後50日目に再婚し、再婚から200日経過した時点で子を出生すると、その子は再婚から200日経過しているので再婚相手の子と推定されると同時に、離婚からまだ250日しか経過していないので、前夫の子とも推定され、嫡出推定の重複が生じることになる。民法第733条第1項の再婚禁止期間の規定が置かれたのは、このような事態を避けるためである。

設問

あなたが担当裁判官だとしたら、Xが提起したこの訴訟の憲法問題についてどのような判断を示すか。判例の立場を踏まえながら論じなさい。